

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女を問わず、多様な人材活躍の環境の整備を行い、社員の幸せ・働きがいの向上につなげるため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 2024年4月1日～2027年3月31日 <3年間>

2. 目標と取組内容・実施時期

<目標1>多様な働き方を推進するため、仕事と子育てを両立できる環境を整備し、育児休暇を男女問わず100%取得する

【対策】

- 当社の育児休暇取得推進の方針を周知
- 所属長から対象者へ育児休暇制度に関する事項の周知および、育児休暇取得意向の確認を行い人事部門と共有
- 男女問わず、育児休暇に対する理解促進、取得しやすい職場環境を整備する

<目標2>健康で生き活きと働き続ける事ができる環境を整備するため、適切な労働時間の管理・休暇取得推進を図る
・全従業員の法定外残業時間の改善
・年次有給休暇6日以上取得と連続休暇を100%取得する

【対策】

- 所属長による日々の勤怠管理システムによる管理の徹底を図る
- 人事部門による月中モニタリングを行い、所属長への法定外残業時間のワーニングにより時間管理の徹底を図ると共に、月次で法定外残業時間および休暇取得状況の
- 部門ごとに計画的な休暇取得の徹底を図る

<目標2>女性管理職比率の向上
管理職に占める女性割合を2027年度末33%にする

【対策】

- 次世代リーダープログラムへの参加によるキャリアアップ支援を行う
- キャリアアップに向けて社員自らがチャレンジできる社内公募制度の拡充

以上